

別表 3

処分の名称	違反行為に対する措置		
規則名	大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 9 条
処 分 基 準	<p>◎ 次に掲げる場合には、庁舎等への立入りを禁止し、許可を取り消し、行為を禁止又は中止させ、庁舎等から退去もしくは物件等の撤去を命ずることがあります。</p> <p>(1) 第 5 条（区役所庁舎等への出入り）の規定に違反し、氏名、出入りの目的を明らかにしない場合。</p> <p>(2) 第 6 条（許可を要する行為）第 1 項及び第 2 項の規定に違反し、当該行為の許可を受けない場合又は許可に付された条件に違反する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 6 条第 1 項の許可については、行為許可の審査基準(1)～(8)の要件を参照。</li> <li>・ 第 6 条第 2 項に規定する条件とは、同条第 1 項の行為許可に庁舎等の管理上必要な範囲内で付された条件をいう。</li> </ul> <p>(3) 第 8 条の規定に違反する場合又はそのおそれのあることが明らかである場合。</p> <p>○ 具体的には、次に掲げる行為をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 凶器又は爆発物その他の危険物の持ち込み 凶器、その他の危険物とは、刀剣類、銃器、劇薬物等をいう。</li> <li>・ 庁舎又は備品等の物件の破損又は汚損 備品等とは、庁舎内に配置されている机、椅子、電話、消火器等をいう。</li> <li>・ 通行を妨げる行為 行為許可の審査基準(5)集会の開催及び集団での立入り並びに許可を受けない工事、物品等の搬入をいう。</li> <li>・ 脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動を行うこと</li> <li>・ 職員に対して面会を強要すること</li> <li>・ 前 5 項目に掲げるもののほか、庁舎等における秩序を乱し又は公務の円滑な遂行を妨げる行為。</li> </ul>		